

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社テクノマセマティカル

(941733)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	7
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	8
第3 【設備の状況】	10
1 【主要な設備の状況】	10
2 【設備の新設、除却等の計画】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
① 【株式の総数】	11
② 【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	11
(3) 【ライツプランの内容】	14
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	14
(5) 【大株主の状況】	15
(6) 【議決権の状況】	15
① 【発行済株式】	15
② 【自己株式等】	15
2 【株価の推移】	15
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	15
3 【役員の状況】	16
第5 【経理の状況】	17
【中間財務諸表等】	18
(1) 【中間財務諸表】	18
① 【中間貸借対照表】	18

② 【中間損益計算書】	20
③ 【中間株主資本等変動計算書】	21
④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】	22
(2) 【その他】	34
第6 【提出会社の参考情報】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【中間会計期間】	第8期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社テクノマセマティカル
【英訳名】	Techno Mathematical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 正文
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 真規子
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川四丁目7番35号
【電話番号】	03-5798-3636
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 出口 真規子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
会計期間	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
売上高 (千円)	273,203	317,728	218,590	631,177	692,086
経常利益又は経常損失(△) (千円)	71,292	76,020	△190,767	207,635	62,294
中間(当期)純利益 又は中間純損失(△) (千円)	46,186	49,012	△112,056	134,637	41,507
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	170,000	467,500	1,975,655	467,500	1,975,455
発行済株式総数 (株)	19,200	21,700	24,516	21,700	24,511
純資産額 (千円)	460,894	1,342,357	4,239,106	1,293,344	4,350,763
総資産額 (千円)	523,709	4,440,967	4,333,918	1,435,575	4,469,758
1株当たり純資産額 (円)	24,004.90	61,859.77	172,911.82	59,601.13	177,502.47
1株当たり中間(当期)純利益 金額又は1株当たり中間純損 失金額(△) (円)	2,405.57	2,258.64	△4,571.32	6,750.10	1,842.49
潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額 (円)	—	2,100.65	—	6,592.12	1,725.89
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	88.0	30.2	97.8	90.1	97.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	70,547	△228,541	△49,829	19,410	△35,693
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,003	△60,514	△6,272	△14,939	△197,699
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△720	2,999,280	△320	742,560	3,014,470
現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高 (千円)	155,061	3,544,492	3,558,926	834,269	3,615,347
従業員数 (人)	25	32	35	29	34

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、第6期中間会計期間は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、第8期中間会計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	35
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における電子機器関連業界は、前年度に引き続き、薄型テレビをはじめとするデジタル情報家電の需要が堅調であり、高い成長率を維持しております。ワンセグ放送を含む、デジタル放送の普及とともに関連する製品・サービスが多数登場しており、今後も様々な方面での市場の拡大が期待されております。

このような環境の中で、当社は、数学的手法を駆使した革新的アルゴリズム（注1）DMNA（Digital Media New Algorithm）を用いた信号処理技術を提供してまいりました。市場におけるDMNA技術の優位性が周知となったこと、デジタル放送が本格普及期を迎えつつあること等も手伝い、当中間会計期間は民生用電子機器メーカー、半導体メーカーにH.264（注2）／MPEG-4（注3）AVCをはじめとする国際標準規格準拠の製品をライセンスすることができました。前年度に引き続き、携帯電話やデジタルカメラ以外のカテゴリーにおいても実績をあげられたことやワンセグ関連製品の売上拡大が当中間会計期間の業績を牽引しております。また、圧縮率千分の一を実現する、当社独自規格による、オリジナル・エンコーダ（注4）／デコーダ（注5）「DMNA-Vシリーズ」の開発に成功したことは当中間会計期間における研究開発部門の大きな成果です。その一方で、当中間会計期間の受注が見込まれていた主要案件の受注遅れ等により、売上高が業績予想を大きく下回る結果となりました。また、イニシャルライセンス売上とならび、当社収益の柱であるロイヤルティ売上（顧客の量産製品への搭載数に応じた収入）の実現ならびに収入金額の増加には、なお一定の期間を要すると想定しています。当社としましては、このようなライセンス実績を有効にアピールし、ソフトウェア製品、ハードウェア製品、単機能LSIのさまざまな製品を顧客のニーズに合わせより柔軟に提案していくことにより、国内外の大手民生用電子機器メーカー及び半導体メーカーとのビジネスをより迅速に進められるよう、今後も努力してまいります。

一方、費用・損益面では、単機能LSIを含む、新製品開発のための研究開発費の増加や人員増強に伴う人件費等の増加により、損失を計上することとなりました。

この結果、当中間会計期間の業績は、売上高218,590千円（前年同期比31.2%減）、営業損失194,290千円（前年同期は営業利益79,232千円）、経常損失190,767千円（前年同期は経常利益76,020千円）、中間純損失112,056千円（前年同期は中間純利益49,012千円）となりました。

(ソフトウェアライセンス事業)

動画関連の商品分野では、H.264／MPEG-4 AVC動画機能ソフトウェアを含む「ワンセグソリューションパッケージ」を、携帯型マルチメディアプレーヤーをはじめとする複数の製品カテゴリーに提供しました。また、組込み機器向けWindows Media Videoソフトウェアは、前年度から引き続き、携帯型機器や車載機器を中心に採用が進んでおります。

音声／音響関連の商品分野では、モバイル用地上デジタル放送受信機やポータブルメディアプレーヤー向けにAAC（注6）、MP3（注7）等の国際標準規格に準拠した製品の採用が進んでおります。

ソフトウェアライセンス事業においては、従来の単体製品のライセンス提供から複数の製品を組み合わせ、より幅広い用途や使いやすさを実現する「ソフトウェアパッケージ」型のライセンス提供が増加しています。これにより、顧客はよりスムーズに高品質な動画/静止画/音響等の記録・再生機能を実現することが出来ます。

(ハードウェアライセンス事業)

フルHD（注8）サイズ（1920×1080画素）対応のH.264／MPEG-4 AVC・MPEG-2（注9）動画機能ハードウェアIP（注10）が国内外の複数の半導体メーカーに採用され、その範囲も順調に拡大しております。フルHDサイズにいち早く対応していることに加え①各フレーム個々の画質、動きのスムーズさ、②回路規模の小ささ（LSI価格に影響する）、③消費電力量の小ささ（電池の使用時間に影響する）等の多くの項目で評価されました。

大型画面、複数規格対応へのニーズが高まっていることを受け、フルHDサイズに対応するVC-1（注11）動画機能ハードウェアIP およびH.264、MPEG-2/4、VC-1 等複数の規格の圧縮・伸張処理が可能なハードウェアIP の開発を行っており、MPEG-2 とH.264 の両方の機能をマルチで処理できるハードウェアIPの開発に成功いたしました。据置き型機器向け、特にデジタルテレビ関連用途の開拓が進んでおります。

また、これまでソフトウェアが中心であった携帯電話向けのソリューションに関しても、当社のハードウェアIPを搭載した携帯電話向けのシステムLSIの出荷が開始される等、より幅広い形態での製品供給が進んでおります。

(単機能LSI事業)

前年度より開始した単機能LSI事業においては、遅れていた販売体制の整備は完了しておりますが、現時点では、少量での評価の段階の顧客が主であり、これらの評価ユーザーを増やすことで、今後、大量発注の契約が増えるものと見ております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の減少額が198,426千円発生した

ものの、税引前中間純損失を187,137千円計上したことや前渡金の増加額が92,344千円発生したことなどにより、前事業年度末に比べ56,421千円減少し、当中間会計期間末には3,558,926千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は49,829千円（前年同期比78.2%減）となりました。これは主に、売上債権が198,426千円、たな卸資産が33,170千円それぞれ減少し、長期前払費用償却額が33,800千円発生したものの、税引前中間純損失を187,137千円計上し、前渡金の増加額が92,344千円発生したことなどによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は6,272千円（前年同期比89.6%減）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が3,781千円、敷金保証金の差入による支出が2,226千円発生したことなどによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は320千円（前年同期は2,999,280千円の獲得）となりました。これは主に、一年以内返済予定の長期借入金の返済による支出が720千円発生したことなどによるものであります。

<用語説明>

（注1）アルゴリズム（演算の手順を指示する規則や算法。）

（注2）H.264（「MPEG-4 Part 10 AVC」。MPEG-4の新しいビデオ圧縮規格。MPEG-2と比較して約半分のビットレートで、同等の画質が達成できるとされる。）

（注3）MPEG-4（映像データの圧縮方式の一つで、MPEG規格の一部。携帯電話や電話回線などの通信速度の低い回線を通じて、高圧縮率の映像の配信を目的とした規格で、動画と音声合わせて64kbps程度のデータ転送速度で再生できることを目指している。）

（注4）エンコーダ（データを一定の規則に基づいて符号化するソフトウェア。LSIチップに実装されてハードウェアとして提供される場合もある。データの圧縮や暗号化などを行なうものがこれにあたる。）

（注5）デコーダ（一定の規則に基づいて符号化されたデータを復号し、もとのデータを取り出すソフトウェア。LSIチップに実装されてハードウェアとして提供される場合もある。圧縮されたデータの復元や、暗号の解読などを行うものがこれにあたる。）

（注6）AAC（映像圧縮規格MPEG-2またはMPEG-4で使われる音声／音響圧縮方式。MPEG-1に採用された音声／音響圧縮方式であるMP3よりも1.4倍ほど圧縮効率がよく、音質はほぼ同じである。）

（注7）MP3（映像データ圧縮方式のMPEG-1、MPEG-2で利用される音声／音響圧縮方式の一つ。オーディオCD並の音質を保ったままデータ量を約1／11に圧縮することができる。）

（注8）HD（High Definitionの略でテレビなどにおける高解像度（高精細・高画質）のこと。BSデジタル、地上デジタル放送におけるHD放送（ハイビジョン放送）がこれにあたる。）

（注9）MPEG-2（映像データの圧縮方式の一つで、MPEG規格の一部。再生時に動画と音声合わせて4～15Mbps程度のデータ転送速度が必要。DVD-VideoやATSCなどの次世代デジタルテレビなどで利用されている。）

（注10）IP（Intellectual Propertyの略。半導体の設計に用いる再利用可能な回路ブロックや設計データ。）

（注11）VC-1（米Microsoft Corp.が開発した動画の高効率符号化方式。同社が独自に開発してきた符号化技術を世界の標準仕様と位置づけることを目標に「WMV(Windows Media Video)9」をベースにした仕様を米国映画テレビ技術者協会(SMPTE:Society of Motion Picture and Television Engineers)に提案、「VC-1」と呼ばれるようになった。）

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1 日 至 平成19年 9月30日)	前年同期比 (%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	5,470	4.1
ハードウェアライセンス事業 (千円)	52,858	28.7
合計 (千円)	58,329	18.4

(注) 1. 金額は製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当中間会計期間の商品仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1 日 至 平成19年 9月30日)	前年同期比 (%)
単機能 L S I 事業 (千円)	5,387	—
合計 (千円)	5,387	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注状況

当中間会計期間の受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
ソフトウェアライセンス事業	95,617	65.3	4,666	35.3
ハードウェアライセンス事業	61,473	21.0	10,000	6.6
単機能 L S I 事業	5,000	—	—	—
合計	162,090	36.8	14,666	8.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比 (%)
ソフトウェアライセンス事業 (千円)	110,117	82.6
ハードウェアライセンス事業 (千円)	103,473	56.1
単機能L S I 事業 (千円)	5,000	—
合計 (千円)	218,590	68.8

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な輸出先、輸出販売高及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

輸出先	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額 (千円)	総販売実績に 対する割合 (%)	金額 (千円)	総販売実績に 対する割合 (%)
アジア	100,232	31.5	—	—
合計	100,232	31.5	—	—

3. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
サン電子株式会社	1,000	0.3	37,000	16.9
株式会社東芝	389	0.1	29,125	13.3
株式会社 Advanced Driver Information Technology	—	—	24,000	11.0
A 社	91,878	28.9	24,000	11.0
シャープ株式会社	—	—	22,650	10.4
B 社	—	—	22,000	10.1
任天堂株式会社	79,500	25.0	4,500	2.1
Global Unichip Corporation	92,192	29.0	—	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. A 社及びB 社との間には秘密保持契約が締結されているため、社名の公表は控えさせていただきます。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

（１）研究開発活動の概要

当社の基幹技術はDMNA（Digital Media New Algorithm）という愛称の数学的な手法を応用した信号処理に最適化されたアルゴリズムです。当社は、このDMNAを使用した映像・音響・音声関連の信号処理技術を中心に研究、並びに開発を進めております。特に大画面映像分野や周辺技術を取り込んだ製品にもDMNA技術を水平展開しており、ソフトウェア、ハードウェアのより効果的なビジネス拡大を目指して研究、開発を行っております。

一方、DMNA自体の研究開発も進んでおり、新しい製品分野はもちろんのこと、既存製品も含めた高機能・高性能化に成果を挙げています。

（２）当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）における研究開発活動の成果

当会計期間においては、新たなソフトウェア／ハードウェア製品の基礎となるアルゴリズムの開発に成功したことが成果として挙げられます。

中でも、当社独自規格によるオリジナル・エンコーダ／デコーダ「DMNA-Vシリーズ」の開発に成功したことは大きな成果であります。これまで当社は国際標準規格に基づいた製品開発を中心に行ってきましたが、このエンコーダ／デコーダは既存の標準規格の中でも最も圧縮率の高いH.264の圧縮率の2倍以上という、非常に高い圧縮率を実現するものであります。また、映像分野においては、エッジや特定の色を強調することでより画質を向上させるような画像加工技術の開発、音声分野においては、サンプリング周波数を変換することで音質を向上させるような技術の開発を行っており、製品化の目処を立てるまでに至っております。

（ソフトウェアライセンス事業）

映像分野では引き続き、全世界のモバイル向け地上デジタル放送において必須であるH.264/MPEG4-AVCビデオエンコーダ／デコーダ、WMV9（注1）ビデオデコーダ及びJPEG（注2）／Motion JPEG（注3）エンコーダ／デコーダの高性能化を行うとともに、動きをスムーズにするためのフレームレート（注4）変換や大画面に対応するための拡大機能の開発に成功し、画像処理を行なうための要素技術の陣容が整いつつあります。

音響分野では前年度より引き続き、AACオーディオのエンコーダ／デコーダ、AAC_SBR（注5）デコーダ、WMA（注6）デコーダの性能向上に努めるとともに、家庭用5.1ch AACオーディオのデコーダの開発にも成功しております。

映像・音響分野に加えて、これらのコンポーネントを効率よく製品に組み込むために必要となる、各種周辺技術・製品分野の開発も積極的に進めています。たとえば、カーナビゲーションシステム等の車載情報システム向けには、通常の地上デジタル放送の受信機能に付加する形でのワンセグ放送受信ソリューションをソフトウェアIPとして提供しております。

（ハードウェアライセンス事業）

映像分野では、前年度に引き続き高精細、大画面対応に注力しており、H.264/MPEG4-AVC、MPEG-2ビデオ フルHD サイズ版（1,920画素×1,080行、30fps）のエンコーダ／デコーダの性能向上に注力しております。また、フルHD サイズに対応するMPEG-2とH.264の両方の機能をマルチで処理できるハードウェアIPコアの開発に成功しております。フルHD サイズの画像処理はその処理量が膨大なため、従来技術の延長では実現できませんでしたが、当社は独自アルゴリズムDMNA技術を駆使することで、これを可能にしました。

（単機能LSI事業）

前事業年度より開始いたしました単機能LSI事業においては、第一弾製品のフルHD対応のMPEG-2エンコーダ／デコーダ製品に続く、次の製品開発について、検討を進めております。

これらの開発により、当中間会計期間における研究開発費は、126,343千円となりました。

<用語説明>

（注1）WMV9（Windows Media Video 9の略で、米国Microsoft社独自の映像圧縮方式。インターネットやPC上で幅広く利用されている。）

（注2）JPEG（静止画像データの圧縮方式の一つ。方式によりばらつきはあるが、圧縮率はおおむね1／10～1／20程度。写真などの自然画の圧縮には効果的だが、コンピュータグラフィックスには向かない。）

（注3）Motion JPEG（動画圧縮形式の一つで、それぞれのフレームをJPEG形式で圧縮／伸張し、連続でこれを表示することで動画とするもの。）

（注4）フレームレート（動画の再生において、1秒間に何回画面を書き換えることができるかを表す指標。単位はfps(frame per second)。この数値が高いほど画面表示は滑らかになる。）

（注5）AAC_SBR（AAC Spectral Band Replicationの略で更に圧縮効率を上げたもの。）

（注6）WMA（Windows Media Audioの略で、米国Microsoft社独自の音声／音響圧縮方式。インターネットやPC上で幅広く利用されており、ポータブルミュージックプレーヤーや自動車向けAVシステムにも数多く搭

載されている。)

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	76,800
計	76,800

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成19年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成19年12月21日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,516	24,516	東京証券取引所 （マザーズ）	—
計	24,516	24,516	—	—

（注）「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年9月16日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年11月30日）
新株予約権の数（個）	1,395	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,395	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	80,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分 は認めないものとする。 譲渡するには取締役会の 承認を得なければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

3. 行使価額の調整

①（イ）新株予約権の発行決議日以降、②に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を

生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整します。

（コンバージョン・プライス方式）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（ロ）行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

（ハ）行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

（イ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する（会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）場合。調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

（ロ）株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

（ハ）行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用します。

③ ②に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

（イ）合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

（ロ）前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

（ハ）②（ハ）に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

- ①新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。
- ②会社が合併により消滅会社となる場合。
- ③会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ④下記5に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。
- ⑤新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他これに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。

④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。

⑤その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

② 平成17年6月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成26年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	質入れその他一切の処分 は認めないものとする。 譲渡するには取締役会の 承認を得なければならない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 株式の数の調整

行使価額の調整を行った場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2. 新株予約権の数の調整

株式の数の調整を行った場合は、新株予約権の数についても、同様の調整が行われるものとします。

3. 行使価額の調整

- ① (イ) 新株予約権の発行決議日以降、②に掲げる事由により会社の株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって調整します。

(コンバージョン・プライス方式)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(ロ) 行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入します。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日の前日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とします。

(ハ) 行使価額の調整が行われる場合には、会社は、関連事項決定後直ちに、新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日、その他の必要事項を通知することとします。

- ②行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後の行使価額の適用時期は次に定めるところによります。

(イ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行する(会社の保有する自己株式の処分を含む。ただし、新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。)場合。調整後の行使価額は、払込期日以降、また、株主割当日がある場合はその日以降、これを適用します。

(ロ) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、旧商法第219条第2項に規定された効力発生日以降これを適用します。

(ハ) 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式への転換、または普通株式の発行または移転請求できる権利または証券を発行する場合。

調整後の行使価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される権利または証券の全額につき普通株式への転換または普通株式の発行または移転の請求がなされたものとみなし、その発行日以降または割当日以降これを適用します。

③ ②に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、会社は新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額および適用の日その他必要な事項を通知しうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとします。

(イ) 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 前号のほか、会社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

(ハ) ②(ハ)に定める証券の転換予約権または新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全額が転換または行使された場合を除きます。

4. 消却の条件

会社は次の場合、新株予約権を無償消却することができます。

- ①新株予約権者が新株予約権の要項に違反した場合。
- ②会社が合併により消滅会社となる場合。
- ③会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となる場合。
- ④下記5に定める規定により行使する条件に該当しないこととなった場合。
- ⑤新株予約権者が新株予約権の放棄を書面にて申し出た場合。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他にこれに準じる地位にあることを要します。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではありません。
- ②新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場した場合に限り行使できるものとします。
- ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めません。
- ④新株予約権の質入れその他一切の処分は認めません。
- ⑤その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	5	24,516	200	1,975,655	200	2,104,655

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
田中 正文	大阪府大阪市淀川区	10,400	42.42
出口 眞規子	東京都港区	950	3.87
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	536	2.18
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	280	1.14
ジャフコ・エル式号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	175	0.71
ジャフコ・ジーシー1号 投資事業組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	175	0.71
ジャフコ・ジー8（エー）号 投資事業組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	175	0.71
ジャフコ・ジー8（ビー）号 投資事業組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	175	0.71
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	109	0.44
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	95	0.38
計	—	13,070	53.31

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係わる株式数は、95株であります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,516	24,516	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	24,516	—	—
総株主の議決権	—	24,516	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	1,130,000	741,000	849,000	830,000	602,000	437,000
最低（円）	676,000	489,000	696,000	565,000	302,000	298,000

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表についてはみずず監査法人により中間監査を受け、また金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の中間財務諸表については監査法人和宏事務所により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間会計期間	みずず監査法人
当中間会計期間	監査法人和宏事務所

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		3,644,545		3,658,990		3,715,411	
2 売掛金		433,900		156,831		357,757	
3 たな卸資産		135,324		105,564		138,735	
4 その他		103,918		215,137		40,995	
貸倒引当金		—		△18,430		△22,060	
流動資産合計		4,317,687	97.2	4,118,092	95.0	4,230,840	94.7
II 固定資産							
1 有形固定資産	※ 1	52,418		120,834		121,307	
2 無形固定資産		11,988		8,843		10,638	
3 投資その他の資産		58,873		86,148		106,972	
固定資産合計		123,279	2.8	215,826	5.0	238,918	5.3
資産合計		4,440,967	100.0	4,333,918	100.0	4,469,758	100.0

		前中間会計期間末 (平成18年 9月30日)			当中間会計期間末 (平成19年 9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年 3月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(負債の部)										
I 流動負債										
1 買掛金		—			—			24,728		
2 一年以内返済予定 の長期借入金		1,440			160			880		
3 受注損失引当金		—			46,863			12,642		
4 引当金		23,887			9,805			9,128		
5 その他	※ 2	73,122			37,983			71,616		
流動負債合計			98,450	2.2		94,812	2.2		118,995	2.7
II 固定負債										
1 転換社債型新株予 約権付社債		3,000,000			—			—		
2 長期借入金		160			—			—		
固定負債合計			3,000,160	67.6		—	—		—	—
負債合計			3,098,610	69.8		94,812	2.2		118,995	2.7
(純資産の部)										
I 株主資本										
1 資本金			467,500	10.5		1,975,655	45.6		1,975,455	44.2
2 資本剰余金										
(1) 資本準備金		596,500			2,104,655			2,104,455		
資本剰余金合計			596,500	13.4		2,104,655	48.5		2,104,455	47.1
3 利益剰余金										
(1) その他利益剰 余金										
繰越利益剰余金		278,357			158,795			270,852		
利益剰余金合計			278,357	6.3		158,795	3.7		270,852	6.0
株主資本合計			1,342,357	30.2		4,239,106	97.8		4,350,763	97.3
純資産合計			1,342,357	30.2		4,239,106	97.8		4,350,763	97.3
負債純資産合計			4,440,967	100.0		4,333,918	100.0		4,469,758	100.0

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※ 1		317,728	100.0		218,590	100.0		692,086	100.0
II 売上原価			25,824	8.1		125,233	57.3		133,881	19.3
売上総利益			291,903	91.9		93,356	42.7		558,204	80.7
III 販売費及び一般管理費			212,670	67.0		287,647	131.6		472,335	68.3
営業利益又は営業損失 (△)			79,232	24.9		△194,290	△88.9		85,869	12.4
IV 営業外収益	※ 2		638	0.2		8,060	3.7		6,016	0.9
V 営業外費用	※ 3		3,849	1.2		4,537	2.1		29,591	4.3
経常利益又は経常損失 (△)			76,020	23.9		△190,767	△87.3		62,294	9.0
VI 特別利益			—	—		3,629	1.7		—	—
税引前中間(当期)純利 益又は税引前中間純損 失 (△)			76,020	23.9		△187,137	△85.6		62,294	9.0
法人税、住民税及び事 業税			30,407			963			39,863	
法人税等調整額		△3,398	27,008	8.5	△76,044	△75,080	△34.3	△19,076	20,786	3.0
中間(当期)純利益又は 中間純損失 (△)			49,012	15.4		△112,056	△51.3		41,507	6.0

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	467,500	596,500	596,500	229,344	229,344	1,293,344
中間会計期間中の変動額						
中間純利益				49,012	49,012	49,012
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	49,012	49,012	49,012
平成18年9月30日 残高 (千円)	467,500	596,500	596,500	278,357	278,357	1,342,357

当中間会計期間（自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,975,455	2,104,455	2,104,455	270,852	270,852	4,350,763
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	200	200	200			400
中間純損失				△112,056	△112,056	△112,056
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	200	200	200	△112,056	△112,056	△111,656
平成19年9月30日 残高 (千円)	1,975,655	2,104,655	2,104,655	158,795	158,795	4,239,106

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高 (千円)	467,500	596,500	596,500	229,344	229,344	1,293,344
事業年度中の変動額						
新株の発行	1,507,955	1,507,955	1,507,955			3,015,910
当期純利益				41,507	41,507	41,507
事業年度中の変動額合計 (千円)	1,507,955	1,507,955	1,507,955	41,507	41,507	3,057,418
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,975,455	2,104,455	2,104,455	270,852	270,852	4,350,763

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前中間（当期）純利益又は税引前中間純損失（△）		76,020	△187,137	62,294
減価償却費		4,580	6,314	9,734
長期前払費用償却額		1,337	33,800	24,181
賞与引当金の増加額		159	677	901
受取利息及び受取配当金		△24	△7,640	△3,589
支払利息		7	2	11
為替差損益		△549	3,713	△682
売上債権の減少額 （増加：△）		△91,855	198,426	△15,613
たな卸資産の減少額 （増加：△）		△62,176	33,170	△65,587
前渡金の増加額		△64,478	△92,344	—
未払消費税等の減少額		△4,227	△5,708	△437
未払費用の減少額		△6,885	△97	△5,137
その他		△10,508	△29,861	55,911
小計		△158,600	△46,684	61,988
利息及び配当金の受取額		24	7,891	2,694
利息の支払額		△6	△1	△10
法人税等の支払額		△69,958	△11,034	△100,365
営業活動によるキャッシュ・フロー		△228,541	△49,829	△35,693

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の要約キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△40,645	△3,781	△112,539
無形固定資産の取得による支出		△3,100	△265	△3,900
敷金保証金の差入による支出		△16,922	△2,226	△16,922
敷金保証金の返還による収入		830	—	830
その他		△676	—	△65,166
投資活動によるキャッシュ・フロー		△60,514	△6,272	△197,699
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
長期借入金の返済による支出		△720	△720	△1,440
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入		3,000,000	—	3,000,000
株式の発行による収入		—	400	19,360
その他		—	—	△3,449
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,999,280	△320	3,014,470
IV 現金及び現金同等物の増加額 (減少: △)		2,710,223	△56,421	2,781,078
V 現金及び現金同等物の期首残高		834,269	3,615,347	834,269
VI 現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	※	3,544,492	3,558,926	3,615,347

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成18年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4 月 1 日 至 平成19年 3 月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	————— (2) 仕掛品 個別法による原価法	(1) 商品 移動平均法による原価法 (2) 仕掛品 同左	(1) 商品 同左 (2) 仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～18年 器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 均等償却	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～18年 器具及び備品 3～15年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年 3 月31 日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5 %に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5 %相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～18年 器具及び備品 3～15年 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 —————	————— (2) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。 (2) 株式交付費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当中間会計期間末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 (追加情報) 当中間会計期間末において、損失が確実視されるプロジェクトが新たに発生したため、翌期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しています。これにより、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ15,501千円減少しております。	(2) 賞与引当金 同左 (3) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当中間会計期間末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。 (3) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当期末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。 (追加情報) 当期末において、損失が確実視されるプロジェクトが新たに発生したため、翌期以降に発生が見込まれる損失を引当計上しています。これにより、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ12,642千円減少しております。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 転換社債型新株予約権付社債の処理方法 一括法によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左 _____	(1) 消費税等の会計処理 同左 _____

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,342,357千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は4,350,763千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「敷金保証金」(当中間会計期間末の残高は47,533千円)は、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5以下となりましたので、投資その他の資産の「その他」に含めて表示することとしました。 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「未払法人税等」(当中間会計期間末の残高は32,625千円)は、当中間会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の5以下となりましたので、流動負債の「その他」に含めて表示することとしました。 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「賞与引当金」(当中間会計期間末の残高は8,385千円)は、当中間会計期間末において負債及び純資産の合計額の100分の1以下となりましたので、流動負債の「引当金」に含めて表示することとしました。	(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで流動負債の「引当金」に含めて表示しておりました「受注損失引当金」は当中間会計期間末において負債及び純資産額の合計額の100分の1を超えたため区分掲記しました。 なお、前中間会計期間末の「受注損失引当金」は15,501千円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 30,404千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 37,662千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 33,408千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 同左	—————

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 当社の売上高は、通常の営業の形態として、事業年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節の変動があります。	※1 同左	—————
※2 営業外収益のうち主要なもの 為替差益 549千円 受取利息 24千円	※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 7,640千円	※2 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,589千円 為替差益 682千円 助成金収入 1,260千円
※3 営業外費用のうち主要なもの 社債発行費 3,781千円 債権売却損 61千円 支払利息 7千円	※3 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 3,713千円 株式交付費 821千円 支払利息 2千円	※3 営業外費用のうち主要なもの 株式交付費 24,737千円 社債発行費 4,781千円 支払利息 11千円
4 減価償却実施額 有形固定資産 2,406千円 無形固定資産 2,173千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 4,253千円 無形固定資産 2,060千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 5,411千円 無形固定資産 4,323千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	21	—	—	21
合計	21	—	—	21
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
			前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
提出会社	平成18年新株予約権 (注) 1, 2	普通株式	—	2	—	2	—
	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 平成18年新株予約権の増加は、新株予約権付社債の発行によるものであります。

2. 平成18年新株予約権の増加株式数は、新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数であります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)	24	0	—	24
合計	24	0	—	24
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の株式数の増加0千株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式 (注)	21	2	—	24
合計	21	2	—	24
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の株式数の増加2千株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業年度 末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
提出会社	平成18年新株予約権 (注) 1, 2, 3	普通株式	—	2	2	—	—
	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 平成18年新株予約権の増加は、新株予約権付社債の発行によるものであります。

2. 平成18年新株予約権の増加株式数は、新株予約権付社債の全てが当初転換価額で権利行使された場合に発行される株式数であります。

3. 平成18年新株予約権の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,644,545	現金及び預金勘定 3,658,990	現金及び預金勘定 3,715,411
預入期間が3か月を超える定期預金 △100,052	預入期間が3か月を超える定期預金 △100,064	預入期間が3か月を超える定期預金 △100,064
現金及び現金同等物 <u>3,544,492</u>	現金及び現金同等物 <u>3,558,926</u>	現金及び現金同等物 <u>3,615,347</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側） (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																
<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定資産（器具及び備品）</td><td>7,990</td><td>1,997</td><td>5,992</td></tr><tr><td>無形固定資産（ソフトウェア）</td><td>18,573</td><td>8,358</td><td>10,215</td></tr><tr><td>合計</td><td>26,563</td><td>10,355</td><td>16,208</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産（器具及び備品）	7,990	1,997	5,992	無形固定資産（ソフトウェア）	18,573	8,358	10,215	合計	26,563	10,355	16,208	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定資産（器具及び備品）</td><td>7,990</td><td>4,660</td><td>3,329</td></tr><tr><td>無形固定資産（ソフトウェア）</td><td>18,573</td><td>12,072</td><td>6,500</td></tr><tr><td>合計</td><td>26,563</td><td>16,733</td><td>9,829</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産（器具及び備品）	7,990	4,660	3,329	無形固定資産（ソフトウェア）	18,573	12,072	6,500	合計	26,563	16,733	9,829	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>有形固定資産（器具及び備品）</td><td>7,990</td><td>3,329</td><td>4,660</td></tr><tr><td>無形固定資産（ソフトウェア）</td><td>18,573</td><td>10,215</td><td>8,358</td></tr><tr><td>合計</td><td>26,563</td><td>13,544</td><td>13,018</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産（器具及び備品）	7,990	3,329	4,660	無形固定資産（ソフトウェア）	18,573	10,215	8,358	合計	26,563	13,544	13,018
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
有形固定資産（器具及び備品）	7,990	1,997	5,992																																															
無形固定資産（ソフトウェア）	18,573	8,358	10,215																																															
合計	26,563	10,355	16,208																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																															
有形固定資産（器具及び備品）	7,990	4,660	3,329																																															
無形固定資産（ソフトウェア）	18,573	12,072	6,500																																															
合計	26,563	16,733	9,829																																															
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																															
有形固定資産（器具及び備品）	7,990	3,329	4,660																																															
無形固定資産（ソフトウェア）	18,573	10,215	8,358																																															
合計	26,563	13,544	13,018																																															
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 6,362千円 1年超 10,702千円 合計 17,064千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 6,640千円 1年超 4,061千円 合計 10,702千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 6,499千円 1年超 7,417千円 合計 13,917千円																																																
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 3,480千円 減価償却費相当額 3,189千円 支払利息相当額 400千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 3,480千円 減価償却費相当額 3,189千円 支払利息相当額 265千円	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,961千円 減価償却費相当額 6,378千円 支払利息相当額 734千円																																																
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																																
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
当社はデリバティブ取引を全く行なっておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

該当事項はありません。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

当事業年度において存在したストック・オプションの内容

	平成16年ストック・オプション	平成17年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 2名 当社従業員 18名 外部協力者 1名	当社役員 1名 当社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 1,670株	普通株式 49株
付与日	平成16年9月16日	平成17年7月19日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成25年9月30日	自 平成19年7月1日 至 平成26年6月30日
権利行使価格(円)	80,000	80,000
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 1. 株式の数は、ストック・オプション付与時の株式の数を記載しております。

2. 権利確定条件は次のとおりであります。

- (イ) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時点においても、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役、従業員または外部協力者の他これに準じる地位にあることを要す。ただし、定年退職その他これに準じる正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- (ロ) 新株予約権は、会社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合に限り行使できるものとする。
- (ハ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。
- (ニ) 新株予約権の買入その他一切の処分は認めない。
- (ホ) その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額 61,859.77円 1株当たり中間純利益金額 2,258.64円 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 2,100.65円	1株当たり純資産額 172,911.82円 1株当たり中間純損失金額 4,571.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	1株当たり純資産額 177,502.47円 1株当たり当期純利益金額 1,842.49円 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 1,725.89円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額			
中間(当期)純利益又は中間純損失(△)(千円)	49,012	△112,056	41,507
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益又は普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	49,012	△112,056	41,507
普通株式の期中平均株式数(株)	21,700	24,513	22,528
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	1,632	—	1,522
(うち新株予約権)	(1,596)	(—)	(1,522)
(うち新株予約権付社債)	(36)	(—)	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権2種類(新株予約権1,425個)。 なお、これらの概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
転換社債型新株予約権付社債の権利行使 当中間会計期間終了後、平成18年10月1日 から平成18年11月30日までの間に、転換社債 型新株予約権付社債の権利行使による新株へ の転換が行なわれました。その概要は次のと おりであります。 (1) 発行した株式の種類及び数、発行価額 普通株式 615株 973,200円 普通株式 307株 976,500円 (2) 発行した株式の発行総額 898,303,500円 (3) 発行した株式の資本繰入額 449,151,750円 (4) 新株の配当起算日 平成18年 4月 1日	該当事項はありません。	同左

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月27日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社 テクノマセマティカル
取締役会 御中

み す ず 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 矢 治 博 之
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 聡
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成18年10月1日から平成18年11月30日までの間に、転換社債型新株予約権付社債の権利行使による新株への転換が行われている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

株式会社テクノマセマティカル

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高木 快雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒木 正博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テクノマセマティカルの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テクノマセマティカルの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。